○　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（外部ＴＬＡＣ比率の計算方法） 第二条　海外営業拠点（銀行持株会社自己資本比率告示第二条に規定する海外営業拠点をいう。第五条第一項において同じ。）を有する銀行若しくは長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第五条第一項において同じ。）又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって、当該銀行持株会社が国内処理対象銀行持株会社である場合における国内処理対象銀行持株会社グループの外部総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準は、当該国内処理対象銀行持株会社グループに係る次の各号に掲げる比率（以下「外部ＴＬＡＣ比率」と総称する。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 ［一・二　略］ ［２～５　略］	（外部ＴＬＡＣ比率の計算方法） 第二条　海外営業拠点（銀行持株会社自己資本比率告示第二条に規定する海外営業拠点をいう。第五条第一項において同じ。）を有する銀行又は長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第五条第一項において同じ。）を子会社とする銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって、当該銀行持株会社が国内処理対象銀行持株会社である場合における国内処理対象銀行持株会社グループの外部総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準は、当該国内処理対象銀行持株会社グループに係る次の各号に掲げる比率（以下「外部ＴＬＡＣ比率」と総称する。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 ［一・二　同上］ ［２～５　同上］

（最低所要内部ＴＬＡＣ額の計算方法） 第五条　海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって、当該銀行持株会社が国内処理対象銀行持株会社である場合におけるその主要子会社グループに係る内部総損失吸収力及び資本再構築力（以下「内部ＴＬＡＣ額」という。）は、各主要子会社につき、次に掲げる算式により算出された額のいずれか大きい額（国際統一基準行に該当しない主要子会社にあっては、第一号に掲げる算式により算出された額。以下「最低所要内部ＴＬＡＣ額」という。）以上とする。 ［一・二　略］ ２　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（最低所要内部ＴＬＡＣ額の計算方法） 第五条　海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって、当該銀行持株会社が国内処理対象銀行持株会社である場合におけるその主要子会社グループに係る内部総損失吸収力及び資本再構築力（以下「内部ＴＬＡＣ額」という。）は、各主要子会社につき、次に掲げる算式により算出された額のいずれか大きい額（国際統一基準行に該当しない主要子会社にあっては、第一号に掲げる算式により算出された額。以下「最低所要内部ＴＬＡＣ額」という。）以上とする。 ［一・二　同上］ ２　［同上］